

西宮市交通バリアフリー基本構想

平成 15 年 7 月

西 宮 市

はじめに



わが国では、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進んでおり、2015年には国民の4人に1人が、65歳以上の高齢者となる本格的な高齢者社会を迎えることとなります。また、障害のある人も障害のない人も共に生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方も近年広まりつつあります。こうした視点から、高齢者や障害のある人が自立した社会生活を営むことができる環境整備が課題となっており、その実現のためには、公共交通機関の利便性、安全性の向上が重要な条件の一つとされています。平成12年5月、国において、駅周辺における交通バリアフリー化を重点的かつ一体的に促進することを目的として、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(通称:交通バリアフリー法)」が制定されました。

本市では、これまで鉄道事業者のエレベーター設置に対する補助や歩道の新設、改良などのバリアフリー事業に取り組んできたところですが、交通事業者、公安委員会、国道・県道の道路管理者等と連携しながら、より効率的な事業促進を図る必要があることから、このたび交通バリアフリー法に基づき、今後の駅周辺地区のバリアフリー事業の指針となる「西宮市交通バリアフリー基本構想」を策定いたしました。

今後は、この基本構想に基づき、関係機関とも連携しながら、バリアフリー事業の推進に努め、活力と希望に満ちた街づくりに取り組んでまいりますので、市民の皆様にご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本構想の策定にあたり、各種調査に参加していただく等ご尽力を賜りました市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成15年7月

西宮市長 山田 知

目 次

1. 交通バリアフリー基本構想の策定にあたって	1
1-1 交通バリアフリー法の概要.....	1
1-2 関連計画の整理.....	3
1-3 基本構想策定の流れ.....	7
1-4 交通バリアフリー基本構想検討委員会.....	8
2. 西宮市の概況	9
2-1 位置及び地勢.....	9
2-2 人口の推移.....	9
2-3 身体障害者の現状.....	10
2-4 高齢者の現状.....	11
3. 重点整備地区の設定	12
3-1 重点整備地区設定の基本的な考え方.....	12
3-2 特定旅客施設.....	12
3-3 特定旅客施設及び周辺地区の現状.....	13
3-4 重点整備地区の設定.....	16
4. 重点整備地区内の主要施設	16
5. 特定経路等の設定	16
6. 市民アンケート調査	22
6-1 調査概要.....	22
6-2 アンケート結果.....	23
7. 現地点検調査	28
7-1 現地点検調査の概要.....	28
7-2 現地点検調査の結果.....	30
7-3 現地点検調査結果の整理.....	40
8. 重点整備地区の基本構想	45
8-1 基本方針.....	45
8-2 目標年次.....	45
8-3 重点整備地区.....	45
8-4 主な整備内容.....	46
8-5 バス車両のバリアフリー化.....	57